## 鈴木貫太郎記念館の再建に向けた課題について

鈴木貫太郎記念館の再建については、令和2年9月議会において「新たな鈴木 貫太郎記念館の早期開館に関する請願」が、全会一致で採択されている。

野田市総合計画基本計画(野田市総合計画審議会令和5年2月1日答申)において、『鈴木貫太郎翁の功績を後世に伝える』を施策として、次の事業を主な事業に掲げている。今後、8月末を目途に策定する「野田市総合計画実施計画」に、具体的な実施事業を位置付けていく予定である。

## <主な事業>

- ・鈴木貫太郎記念館の再建
- ・鈴木貫太郎翁に関する資料の収集・保管及び調査・研究
- ・公立小中学校における鈴木貫太郎翁の出前授業や道徳授業等の充実
- ・各地域の地域資源を活用した観光との融合
- ・鈴木貫太郎翁の功績を広く後世に伝える魅力発信

以上のことから、<u>可能な限り早期の再建</u>が優先されるが、そのためには、次の 課題を整理する必要がある。

## 1) 記念館の法的位置づけ

博物館は、博物館法第11条の規定に基づき、千葉県教育委員会の登録を受ける必要があるが、登録を受けるためには、「学芸員その他の職員の配置」、「博物館資料の収集、調査研究等を行う体制」等について千葉県教育委員会の基準を満たさなければならないが、現在の記念館はこの基準を満たしておらず、法的には、博物館類似施設となっている。

野田市総合計画が掲げる施策『鈴木貫太郎翁の功績を後世に伝える』を実現するには、博物館法に基づく登録博物館とする必要があると考えており、まず、この点を整理する必要がある。

## 2) 財源の確保

現在の記念館の建設費は、すべて補助金、各自治体負担金や寄付金によるものであるが、再建にあたっては、時代も状況も異なり、補助金や寄付金等で全額建設費を賄うことは困難である。

補助金については、現在、博物館建設費としての補助金がない状況であるが、 間接的に活用できる補助金がないか調査する必要がある。

寄付金については、ふるさと納税をすでに実施しているが、さらにクラウドフ

ァンディングや、広く寄附を募る方策を実施する必要がある。 また、同時に、市の負担割合について、検討しなければならない。

## 3) 市民への周知と市民の協力

鈴木貫太郎翁については、関宿地区ではある程度周知されているが、旧野田地区では、知らない市民が多数の状況である。

小中学校では、道徳の授業の他に、令和5年度からは、小学6年社会、中学2年歴史の授業において、副教本による授業を実施し、公民館等でも講座等を実施しているが、これらをさらに強化し、再建後も含めて、市民の協力と参加の機運を醸成していく必要がある。

#### 4) 観光との融合

再建後の記念館には、鈴木貫太郎翁の功績を広く後世に伝えるための観光拠点としての役割が期待される。このため、関宿城博物館、郷土博物館などの歴史文化資源や清水公園、こうのとりの里などの観光資源等のネットワークを構築し、野田市の魅力を発信していく必要がある。

#### 5)建設規模

現在の記念館には収蔵庫がないため、どの程度の収蔵庫を確保するかが、まず課題となる。その上で、観光の拠点となる魅力ある施設とするため、展示室やミュージアムショップの設置方法などについて、検討する必要があるが、建設規模は、財源によるところが大きいため、できるだけコンパクトにする工夫が必要である。

## 6)浸水対策

関宿地域は、ハザードマップにおいて浸水地域となっているため、建設に当たっては、一定の浸水対策が必要であるが、同時に、浸水時の収蔵品の移動(避難) 方法も予め確保しておくことが必要である。

#### 7)建設費の高騰

コロナ禍、さらにウクライナ情勢等により、建設費の異常な高騰が続いており、 今後、沈静化するよりは、高止まり若しくはさらに上昇するという懸念が強い。 このため、施設のコンパクト化、早期着工を検討する必要がある。

#### 8) 運営方式

再建後の記念館の運営を、直営とするか指定管理者とするかを決定する必要がある。

# 9)入館料

現在の記念館は無料であったが、再建後は、維持管理のための入館料を設定するか決定する必要がある。